|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自主回収・再資源化事業計画  認定申請書  （元号）○年○月○日  経済産業大臣　殿  環境大臣　殿  申請者【省略せず登記上の表記で記載。他の別紙も同じ】  住　所：東京都千代田区霞が関一丁目○番地○号  名　称：○○株式会社  代表者の役職・氏名：代表取締役　　○○　○○  電話番号：03- XXXX-XXXX  プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第39条第１項に規定する認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 | | |
| １．申請者が法人である場合においては、その役員の氏名  （法第39条第２項第２号） | 役職・呼称 | 氏名 |
| 取締役 | □□　□□ |
| 執行役 | △△　△△ |
|  |  |
| ２．施行令第12条に規定する使用人があるときは、その者の氏名  （法第39条第２項第２号、第３号） | 役職・呼称 | 氏名 |
| 本店　店長 | ▽▽　▽▽ |
| ○○支店　店長 | ◇◇　◇◇ |
|  |  |
| ３．自主回収・再資源化事業の内容  （法第39条第２項第４号） | ケミカルリサイクル（油化）  詳細は、別紙１「一連の行程図」、別紙２「回収の方法」、別紙３「使用済プラスチック使用製品の管理方法」、別紙４―１「使用済プラスチック使用製品の再資源化方法」、別紙４－２「再資源化の実施率」のとおり | |
| ４．自主回収・再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合にあっては、委託する業務の範囲及びその委託先の監督方法 | 使用済プラスチック使用製品の収集、運搬又は処分を、別紙５「使用済プラスチック使用製品の収集、運搬又は処分を行う者」に掲げる者に委託する。  これらの者に対して、作業手順書を用いて指導等を行い、周知徹底を図っている。 | |
| ５．使用済プラスチック使用製品の収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託しようとする場合には、その者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別等  （法第39条第２項第５号） | 収集又は運搬を業として行う者：○社  処分を業として行う者：○社  詳細は、別紙５「使用済プラスチック使用製品の収集、運搬又は処分を行う者」のとおり | |
| ６．使用済プラスチック使用製品の収集又は運搬の用に供する施設  （法第39条第２項第６号） | 収集又は運搬に用いる車両 | 例：バンボディトラック |
| 回収拠点及び  積替施設 | 別紙６「回収拠点及び積替施設一覧表」のとおり |
| ７．使用済プラスチック使用製品の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備  （法第39条第２項第７号） | 別紙７「処分施設一覧表」のとおり | |
| ８．使用済プラスチック使用製品の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合にあっては、その内容  （法第39条第２項第８号） | 別紙８「研究開発の内容」のとおり | |
| ９．使用済プラスチック使用製品の収集を行おうとする区域  （施行規則第16条第１号） | 例１：全国（○○県は除く）  例２：○○県、○○県、○○県、…、○○県  例３：○○県○○市・○○市、××県○○市 | |
| 10．自主回数・再資源化事業において再資源化を実施する使用済プラスチック使用製品の種類及び認定後一年間に再資源化される見込みの使用済プラスチック使用製品の種類ごとの重量  （施行規則第16条第２号） | 使用済プラスチック使用製品の種類 | 重量 |
| 製品A | ○○トン |
| 製品B | ○○トン |
|  |  |
| 11. 使用済プラスチック使用製品の再資源化により得られた物の利用者及び利用方法  （施行規則第16条第３号） | 利用者 | 容器包装製造事業者（別紙１参照） |
| 利用方法 | 容器製造の原料として利用する |
| 12．自主回収・再資源化事業において廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置  （施行規則第16条第４号） | 別紙９「生活環境に係る被害を防止するための措置について」のとおり | |
| 担当者情報 | | |
| ①氏名：○○　○○  ②住所：〒100-XXXX 東京都千代田区霞が関一丁目○番地○号  ③所属：○○株式会社○○部○○課  ④連絡先：TEL：03- XXXX- XXXX　FAX：03-XXXX-XXXX  　　　　　　：Mail：XXX@XXX.XX.XX | | |
| 備考   * 登録免許税法に基づく登録免許税として15万円を国（麹町税務署宛て）に納付し、その領収書（写しでも可）を添付すること。 * 各欄にその記入事項の全てを記入することができないときは、適宜、別紙や添付資料を添付し、その旨を記入すること。 | | |